

県福管連

かわら版

第102号

発行日:平成 26 年6月 25 日
発行: NPO 法人 福岡県マンション管理組合連合会
TEL:093-922-4877 FAX:093-922-4750
URL <http://www.kenfukukanren.com/>
E-mail fk.m-rengoukai@s3.dion.ne.jp

【理事は総会議案に反対できるか？】

多くの会員管理組合では、すでに本年度総会も終了していると思われるが、総会を前によくある相談に、理事は総会の場において理事会が提出した議案に反対することが出来るか？という問題について考えてみたい。

標準管理規約では、総会提出議案は理事会にて決議するとなっている。したがって、総会議案はあらかじめ理事会において審議されるわけであるが、理事会の議決は理事の半数以上が出席し、出席理事の過半数で決するとなっている。そこで、総会提出議案に関して、一部理事が反対しても決議されるということはある。その際、理事会で反対した理事は、総会の場でも反対しない限り首尾一貫しないということになる。その意味で、理事は総会の場で議案に反対することはできると考えられよう。そもそも総会に提出される議案は「案」であり、総会において議決されて初めて「決議」となるのである。

その「案」を審議するのが総会であり、討論の場でもあるので、討論の成り行きによっては、見解が変わるということもあり得る。その意味では、理事会において賛成した理事も、反対に回るということもできると言えよう。

このように考えれば、理事は総会の場で提出された議案に反対できるということになる。そもそも総会は、理事会が提出した議案をすべて通すというところに目的があるわけではなく、組合員の合意を獲得するところに目的があり、総会において、理事会が提出した議案が否決されても何も問題はない。

それが合理的な結論であれば、理事会が、改めて臨時総会を開き、新たな議案を提出し、審議・可決すればよいまでのことである。

以上のことを逆に言えば、「議案」が可決された場合には、理事はもちろん反対した者もその決議に拘束されるということになるということである。この点も含めて理解を深めていくことが管理組合運営の適正な発展に繋がるであろう。

(アメニティ381号抜粋編集)

役員の回覧をお願いします。

<連絡先 県福管連 093-922-4877>

理事長									

マンション問題基礎講座開催

例年福岡市で開催されている、マンション問題基礎講座ですが、久しぶりに北九州で開催されることとなりました。この講座は、日本マンション学会九州支部が、新任弁護士を対象とし毎年開催しているものです。

新任弁護士に、マンション問題に対し関心を示してもらおうと、ベテラン弁護士が声をかけ発表の機会を設けています。多くの弁護士が参加しますが、マンション連合会と連携して開催される講座ですから、会員の皆様も是非ご参加ください。

今回の発表者は、県福管連となじみの深い北九州の弁護士2名が発表します。皆様に関心が高い、滞納管理費の回収システムの案内や、管理組合とはどのような組織なのかについて法律家としての立場から講演をされます。



講座のご案内（参加費無料）

- 開催日時 平成26年7月4日（金）午後6時～午後8時
- 会場 北九州弁護士会館（福岡地裁小倉支部の裏側）
北九州小倉北区金田1丁目4-2
- 講演内容
 1. 滞納管理費回収システム化研究会の報告
講師 弁護士 荒木 勉 氏
 2. 管理組合って何だろう。
講師 弁護士 緒方 剛 氏
- 申込み問合せ（参加される方は必ず予約をお願いします。）
 1. 県福管連事務局 093-922-4877
 2. 申込締切7月2日（水）

平成26年度 新役員紹介

5月25日（日）ホテルニュータガワにおいて、第16回（通算29回）定期総会が開催され、平成26年度の新役員が選出され役職も決定いたしましたので、お知らせいたします。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願いいたします。



役員一覧

役職	氏名	勤務	住所
会長	石川 靖治	常勤	八幡西区
副会長	小野 民男	常勤	小倉北区
副会長	吉村 秀信	非常勤	門司区
理事	角丸 太一	非常勤	小倉南区
理事	遠城 宏治	非常勤	小倉北区
理事	村中 進	非常勤	八幡西区
理事	梶原 満生	非常勤	小倉北区
理事	梅崎 幸治	非常勤	戸畑区
理事（新）	引間 金夫	非常勤	八幡東区
理事（新）	太田 幸子	非常勤	小倉北区
理事（新）	藤井 雅彦	非常勤	八幡西区
理事（新）	多根ヒロ子	非常勤	小倉北区
理事（新）	外山 和義	非常勤	若松区
監事	堀 友義	非常勤	門司区
監事（新）	眞鍋 昌久	非常勤	小倉北区

*事務局まで、お気軽に電話（093-922-4877）ください。県福管連役員が理事会や総会に出席させていただき、運営等の支援等もさせていただきます。管理会社委託マンション、自主管理マンションのいずれにも対応します。

以上

新理事・理事長研修会のご案内

平成26年度「新理事・理事長」研修会を開催します。

新しい理事、理事長が「何をすべきか」「どういうことをしてはいけないのか？」等「管理の手引き」を教材にして、解説します（先着20名）

- 日時：平成26年9月7日（日） 13:30～16:00（予定）
- 場所：県福管連セミナー室
- 講師：マンション管理士 藤野雅子氏（予定）
- 資料代：一人¥1,000

申し込みは県福管連まで、9月1日（月）までお申込みください。

Tel093-922-4877 Fax093-922-4750

6月～7月度 行事あんない

開催日時	テーマ	会場	講師・出席者
7月2日(水) 13時30分～ 15時30分	県相談会	商工貿易会館	小野・井上
7月3日(木) 18時00分～ 20時00分	管理運営相談会	八幡西生涯センター (コムシティ)	石川
7月8日(火) 18時00分～ 20時00分	地区相談会	八幡西生涯センター (コムシティ)	石川・村中
7月9日(水) 18時00分～ 20時00分	マンション問題研究会	セミナー室	弁護士
7月10日(木) 18時00分～ 19時00分	八幡支部会議	コムシティ	世話役・担当理事
7月15日(火) 17時00分～ 19時00分	よろず相談会 (要 予約) 1件30分	県福管連セミナー室	小倉弁護士

よろず相談会(弁護士無料相談)のご案内

* 県福管連では毎月1回、弁護士による無料相談会を県福管連会議室で、開催しております。最近、おかげさまで相談件数が増加済みです。マンションに関わるどんな相談にも、マンション問題研究会所属の弁護士が対応させていただきます。事前予約が必要ですが、お悩みの懸念事項があれば、この機会に相談してみても如何ですか？

一回の相談会で原則4件まで対応可能です。

(予定) 7月15日(火) 小倉 知子 弁護士(満杯です)

8月19日(金) 渡邊 典子 弁護士